テナントの入居や建物の増改築により 知らない間に消防法違反!?

テナントの入居や建物の増改築によって、知らない間に消防法違反となっていることがあります。 これらをお考えの方は、まず消防本部に相談し、必要な届出をしてください。

◇消防法違反の例

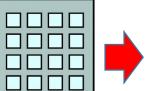
5階 事務所

4階 事務所

3階 事務所

2階 空き室

1階 空き室



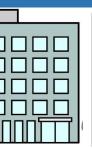
5階 事務所

4階 事務所

3階 事務所

2階 物販店

1階 飲食店



事務所のビルの空テナント に飲食店や物販店など不特定 多数の方が利用する用途が入 居すると、自動火災報知設備が 必要となる場合があります。

◇消防法違反はどうなる?

1. 行政処分の対象となります。

消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。 また、命令を受けると建物の出入口に危険を知らせる標識が設置 されるなど、公示されることとなります。

2. 違反対象物をホームページに公表します。

ホテル、飲食店、物販店など不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する建物で、次の消防用設備等が設置されていない違反対象物を小田原市のホームページに掲載します。



平成 29 年度運用開始







1屋内消火栓設備 2スプリンクラー設備 3自動火災報知設備

◇必要な届出は?

新しく店舗や事務所などを開店する場合、「防火対象物使用開始届出書」を建物の使用を開始される日の7日前までに消防本部へ届け出る必要があります。

消防本部への相談、届出なく使用を開始した場合、消防法違反に気がつかず、 結果的に大切なお客さまや従業員を危険な建物に招き入れることになってしま います。



≪問い合わせ先≫

【小田原市】は、●予防課 ☎0465-49-4430 又は●小田原消防課 ☎0465-49-4602 【南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町】は、●足柄消防課 ☎0465-74-6663 ※その他の市町にありましては、管轄の消防本部にお問い合わせください。